

平成23年3月29日

総務大臣
片山善博 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 高橋 温

答 申 書 (案)

平成23年1月25日付け諮問第3030号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、次の点が確保された場合には、認可することが適当と認められる(括弧内は別添において対応する当審議会の考え方)。

(1)平成23年度以降における乖離額調整を行わないこととするよう接続約款の申請内容を変更すること(考え方5)。

(2)平成21年度における乖離額調整を行わないこととするよう接続約款の申請内容を変更すること(考え方6)。

2 提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。